大分県公安委員会告示第32号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定による大分県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとする。

平成27年4月1日

大分県公安委員会委員長 髙 橋 治 人

路線名	区間
一般国道10号	大分県の全域
一般国道57号	大分県の全域
一般国道197号	大分県の全域
一般国道210号	大分県の全域
一般国道212号	大分県の全域
一般国道213号	全域
一般国道217号	全域
一般国道326号	大分県の全域
一般国道386号	大分県の全域
一般国道442号	大分市(大分市大字市407番地先から大分市大字木上394番地先
	まで及び大分市大字木上394番地先から大分市大字廻栖野122番
	地先までを除く。)及び豊後大野市の全域
県道大在大分港線	全域
県道中津高田線	全域
県道別府庄内線	別府市元町19番10号先から別府市堀田7組の1先まで
県道中津吉富線	大分県の全域
県道大分挾間線	全域(大分市大字賀来1326番地先から由布市挾間町下市419番
	地の3先までを除く。)
県道鶴崎大南線	全域

附則

- 1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 警備員等の検定等に関する規則による大分県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務(平成18年大分県公安委員会告示第116号)は、廃止する。